

第3回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 3月 7日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白	石	淳	一	2番	星	野	芳	寿
3番	遠	西	美	子	4番	石	井	武	久
5番	遠	藤	由	理	6番	宮	下	庄	吉
8番	生	方	芳	光	12番	星	野	博	一
13番	井	上	正	文 (会長)	14番	牛	口	長	明
15番	小	林	由	喜					

・欠席

7番	高	井	武	男	9番	萩	原	正	道
10番	中	村	順	子	11番	金	井	繁	行

・遅刻
なし

・早退
なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大	竹	光
事務局次長兼農地係長	大	橋	真
副主幹	真	庭	弘
副主幹	佐	藤	明
			工
			力

- 事務局長 1. 開会前 午後1時27分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、7番委員、9番委員、10番委員、11番委員より欠席の届出
がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は、11名でありまして、関係法
規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
- 議長 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時28分
3. 議事録署名委員の指名 午後1時29分
議事録署名委員の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、2番星野芳寿委員、
4番石井武久委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたし
ます。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時29分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 事務局員 (下記について報告)
(1) 農地法第3条の3の規定による届出について
(2) 農地の合意解約について
(3) 農地法第4条第1項第9号の規程による届出について
- 議長 これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後1時31分
これより付議事件に入ります。
議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題といたします。
- 事務局員 (議案説明5件)
- 議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願ひいた
します。
まず1番
続きまして2番
続きまして3番

続きまして4番

確認ですが、許可要件の第4号の日数は、6月から11月まで農作業をするとすると180日ですか。

事務局員

世帯員2人で240日とのことでした。

議長

わかりました。

続きまして5番

議長

その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第12号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

議長

次に、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明1件)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番

議長

その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第13号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

議長

次に、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明2件)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番

2番

議長

その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第14号については、申請のとおりこれを認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定します。

議長

次に、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明7件)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番

続きまして7番

議長

その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第15号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

議長

次に、議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明1件)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番

1番

期間は20年ですか。

事務局員

はい。

1番

わかりました。

議長

確認ですが、20年過ぎた後の扱いはどうなりますか。

事務局員

20年過ぎれば、納税猶予の制限はなくなります。

議長

わかりました。

議長

その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第16号については、願出のとおりこれを認め、証明することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、願出のとおりこれを認め、証明することと決定します。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了

午後2時15分

議長

6. 協議事項

- (1) 沼田市農業後継者結婚記念品について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和4年度総会等日程表について
- (2) 選挙運動の注意点について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

8. 閉会

終了

午後2時47分